

令和6年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務 仕様書

本仕様書は、飯舘村（以下「委託者」という。）が発注する令和6年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

令和6年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務

2 委託業務の目的

本村は、東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故による長期の避難生活が強いられた。そのため、村の全20行政区のうち、平成29年3月31日に長泥地区を除く19行政区、令和5年5月1日に一部地域を除く長泥行政区の避難指示が解除されたものの、生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和6年2月時点において村内で生活している村民は1,500人余りで、村内では村全体の土地資源利用率の向上についての課題や急激な少子高齢化等、重大な問題が一気に顕在化してきている。

これらの課題を克服するため、村では村民の帰還を進めることに加え、村のさらなる発展を期待して移住者の獲得を強力に進めることとしており、本業務は移住者の増加と定住促進及びそれらに繋がる交流の活性化に向けて、移住等相談窓口の運営、移住者への就労支援、情報発信、地域おこし協力隊の採用・支援等、交流・移住・定住促進のための体制確立を図るものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

本村への移住者の増加及び定住促進に資することを目的として、次の業務を実施すること。

なお、本業務は原則として別紙1「交流・移住・定住ターゲット層」に定めるターゲット層を想定して実施すること。

(1) 移住等相談窓口の管理・運営等

① いたて移住サポートセンターの管理・運営業務

ア 相談員が2名以上常駐する移住相談窓口の開設、運営

イ 各種機材レンタル

- ・ 役場庁舎西側「までいな家」（飯舘村伊丹沢字伊丹沢578番地1）の事務室内に、相談員2名以上が常駐する移住相談窓口を開設すること。
- ・ 移住相談窓口は、可能な限り早い時期に開設し、各種相談に対応できるようにすること。
- ・ 相談員は、村への先輩移住者等、業務に関する知識・経験を持つ者を積極的に採用すること。
- ・ 来訪、電話、メール、オンライン等による各種移住相談等への対応をすること。
- ・ 上記「各種移住相談等」とは、移住に関する各種相談のほか、移住等の補助金申請書類作成支援、村内案内、空き家・空き地等の物件案内、関係各所への案内・紹介を含む。
- ・ 村の行政区をはじめとした各種コミュニティを把握し、必要に応じて移住者へ紹介・案内すること。

- ・窓口の開所時間は平日9時から17時を基本とし、合計240日程度とすること。ただし、相談者から事前に予約が入った場合やイベント等の対応が必要な場合は土日・祝日でも業務を行うこと。
- ・窓口開設にあたり、事務室内に村が準備する備品は、机、椅子、鍵付きキャビネット2台、書類棚とする。
- ・その他相談窓口運営に必要な各種機材（wi-fi、プリンター、パソコン、スマートフォン、複合機等）、家具、車等については、レンタルにより確保すること。
- ・受付用のスマートフォンは、指定の番号（090-8280-5464）を使用できるようにすること。
- ・受付用のメールは、指定のアドレス（iju@iitatelife.jp）を使用できるようにすること。
- ・「までいな家」における電気料及び水道料、暖房のための灯油代については、全額村が負担する。
- ・移住相談対応の際は、「までいな家」事務室外のスペースを使用すること。ただし、イベント等で他団体が「までいな家」を使用する際は、役場内の相談スペース等を利用すること。

②移住関連イベントの実施

ア 関係各所との交渉、調整、資料作成等

イ イベント内容の企画

ウ イベントの実施・参加等（年15回程度）

- ・首都圏で開かれる各種移住フェア等へ参加し、現地での移住相談に対応すること。（年3回程度）
- ・村の移住ツアーと連携した、ツアー参加者へ向けた移住相談会等のイベントを実施すること。（年8回程度）
- ・移住検討者・移住者と村民の交流を目的とした、年4回程度の移住者交流会等のオリジナルイベントを開催することとし、その内容について提案すること。

(2) 移住者向け就労環境の整備

①村内事業者へのヒアリング調査

ア 関係各所との交渉・調整・資料作成等

イ ヒアリング・記事作成業務

- ・村内の企業等へ、仕事の内容や職場の魅力・雰囲気等について詳細にヒアリングをおこない、写真等を用いて情報を分かりやすく記事化し、移住者・移住検討者向けに発信すること。
- ・ヒアリングをおこなう企業等の数は、10社以上とすること。
- ・完成した記事は、村の移住定住ポータルサイトや本事業で運用するSNSへ掲載すること。

②移住検討者向け企業見学等サポート業務

ア 関係各所との交渉・調整・資料作成等

- ・村内企業や村商工会、ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、移住者に対する村の仕事情報の積極的な発信をおこなうこと。
- ・（1）①の業務と連携し、移住者・移住検討者に対し積極的な働きかけをおこない、年間10件を目標に企業見学や農家見学等のサポートをおこなうこと。
- ・その他、この項目において実施可能な、移住者・移住検討者の村内就労促進のための効果的なアイデアについて提案すること。

(3) 地域おこし協力隊の採用・活動支援

①地域おこし協力隊採用支援

ア 関係各所との交渉・調整・資料作成等

イ 応募検討者向け説明会の開催及び採用面接の実施等

- ・採用人数は、起業支援型（フリーミッション型）5名、企業雇用型9名の計14名を目標とする。
- ・応募検討者向け説明会の開催は、希望があった際に都度実施することとし、現地でもオンラインでも参加可能なものとする。
- ・採用面接は、年度を通して随時実施すること。
- ・採用人数の目標を達成するため、関係機関への積極的な働きかけを実施すること。

②地域おこし協力隊の活動支援

ア 月1回の面談の実施

イ 活動計画書・報告書・請求書等支援業務

- ・全隊員との月1回の面談及び相談対応を実施すること。
- ・起業支援型、企業雇用型の協力隊の活動のサポートを実施すること。
（活動計画検討・計画書等作成支援、活動報告・活動報告書等作成支援、村への提出書類作成・確認・修正支援、その他地域おこし協力隊主催事業の支援等）

（4）情報発信業務

①効果的な情報発信手法の調査・分析

ア 調査・分析・運用

- ・情報発信業務全般において、村の移住ターゲット層に届くような効果的な村のPR方法について調査・分析し、業務に反映すること。

②移住系マッチングサイト及びSNS等の運用

ア 移住系マッチングサイトおよびSNS（Instagram、Facebook）の運用

イ 取材・記事作成・投稿等

- ・移住系マッチングサイトおよびSNSを活用した、移住検討者向けの情報発信をおこなうこと。
- ・使用する移住マッチングサイトおよびその最も効果的と考えられる活用方法について、提案すること。
- ・SNSは、主にInstagramを使用し、FacebookについてはInstagramの投稿と連動させる運用とすること。
- ・SNSについては基本的に本事業で運用をおこなうが、同じアカウントを他事業でも使用する可能性があるため、運用の際は関係機関と協議しながら進めること。
- ・SNSでは、村のPRのほか、移住促進に効果的と考えられる村の取り組みについても発信すること（例：村の子育て施策等）。
- ・SNSでの発信頻度は、毎週1回程度の定期的な発信のほか、村内の出来事など村から指示があったものについても随時発信すること。

③紙媒体での移住・定住の訴求

ア フリーペーパー（パンフレット）の制作

- ・首都圏での移住フェア等のイベントで配布し、移住検討者の来村を促すことを目的として、村での滞在プランを紹介するフリーペーパーを制作すること。
- ・フリーペーパーの仕様は、B5サイズ・8ページ・フルカラー・500部程度を想定している。
- ・フリーペーパーは、9月初旬までの完成を目標とすること。
- ・その他、フリーペーパーの内容等について、効果を最大限とするアイデアがあれば提案すること。

（5）その他

- ・受託事業者は、村役場において月1回程度の定例会等を実施し、担当課と業務の進捗状況等を共有すること。
- ・受託事業者は、村役場において年3回の事業報告会を開催すること。開催時期は、4月頃、9月頃、翌

年3月頃とし、村長及び副村長が出席可能な日程とすること。

- ・定例会・事業報告会等において指示を受けたものに関しては、可能な限り事業に反映すること。
- ・その他必要に応じて担当課等との打合せを実施すること。
- ・受託事業者は、村の他の移住関連事業との定期的な情報交換の場を設け、調整・連携をはかること。
- ・本業務においては、役場内の他課との連携が発生することがあるため、あらかじめ想定しておくこと。

5 数量総括表

見積書は、次の表に記載の数量を達成する想定で作成すること。

(ただし、実際の業務の実施においては、数量が前後する場合がある。)

項目		
4 (1) ①	移住相談窓口常駐の相談員数	2名
	移住相談窓口開設日数	240日
4 (1) ②	移住イベント実施・参加回数	15回
4 (2) ①	村内事業者へのヒアリング数	10社
4 (2) ②	企業見学実施件数	10件
4 (3) ①	地域おこし協力隊採用目標人数	14名
4 (3) ②	地域おこし協力隊面談実施回数	各隊員につき月1回
4 (4) ②	SNS投稿頻度(定期的なもの)	毎週1回
4 (4) ③	フリーペーパーの制作部数	500部

6 成果品

受注者は下記により、4の業務に関する成果物を村に提出するものとする。

(1) 提出物

- ①業務完了報告書及び業務で作成した成果物(例:レポート、パンフレット等)
- ②事業経費報告書(すべての経費について、記録簿、領収書等の根拠が分かる資料をそろえ、報告書にまとめること)

(2) 提出方法

- ①紙媒体二部及び電子データ(CD)を一部提出すること
- ②紙媒体及び電子データを各一部提出すること

(3) 提出期限

- ・令和7年3月31日

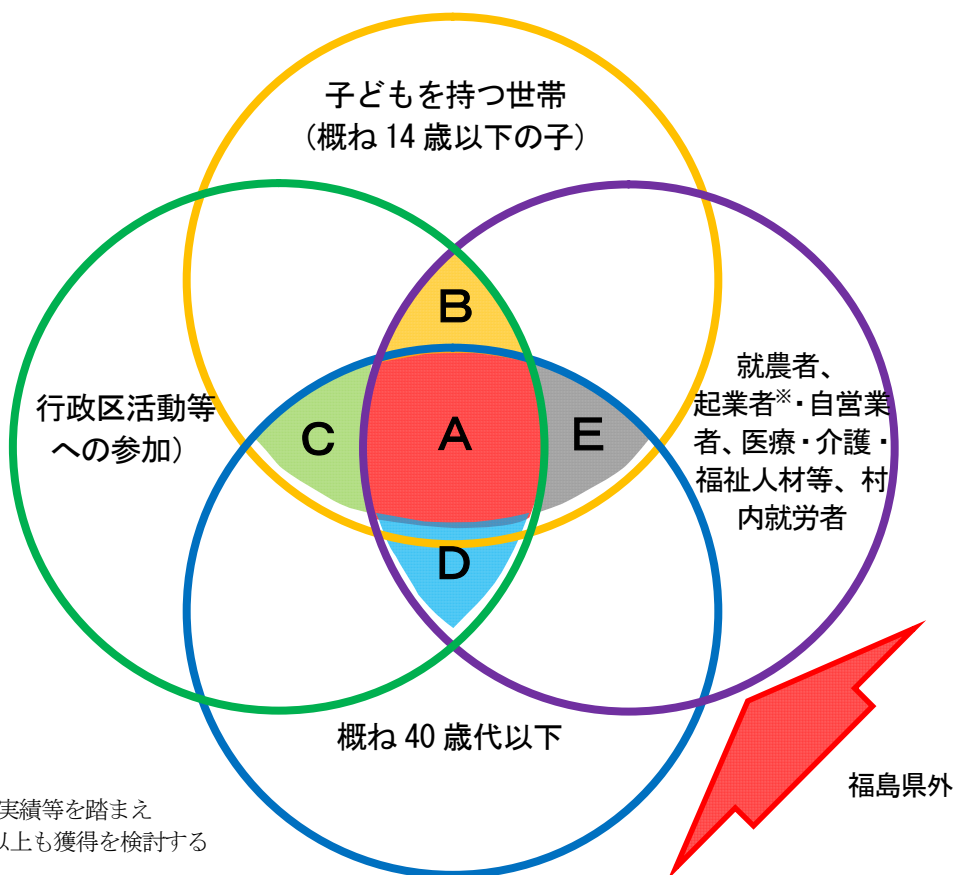
※ただし、①②ともに2月半ばまでに暫定版を作成・提出すること。

7 その他

- ・本事業は、復興庁「福島再生加速化交付金」を利用する事業である。
- ・本仕様書、設計書等に定めがない事項については、適宜村と協議して決定する。

別紙1 「交流・移住・定住ターゲット層」

・次の図に記載の要素に該当する者またはそれらの者の移住・定住に繋がると考えられる者をターゲットとする。
 獲得の優先度は概ね次の表のとおりとする。



※起業者は実績等を踏まえ
 50 歳代以上も獲得を検討する

区分	A	B	C	D	E	(白地)
【獲得の優先度】	高					低
・子どもを持つ世帯	○	○	○	・子どもがいない世帯	○	
・福祉人材か就農者か起業者	○	○	・一般的なサラリーマン	○	○	
・概ね 40 歳代以下	○	・ 50 歳以上	○	○	○	
・行政区活動等への参加	○	○	○	○	○	・行政区活動等に参加しない